

2025年5月15日

各位

会社名 円谷フィールドホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 山本 英俊
グループCEO
(コード番号: 2767 東証プライム市場)
問合せ先 上席執行役員 畑中 英昭
(電話 03-5784-2111 (代表))

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年2月13日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しました通り2025年6月開催予定の第37回定時株主総会で承認可決されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することを決議しております。

これに伴い、本日開催の取締役会において定款一部変更につき、同株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 移行の目的

当社は、『すべての人に最高の余暇を』という企業理念のもと、日本発のIP/コンテンツの価値が世界的に高まる中、グローバルでのコンテンツビジネスの確立を目指して積極的に事業を推進し、グループ企業価値の最大化とともにコーポレート・ガバナンス強化にも努めております。

このような状況下、当社はその更なる強化施策の一環として、監督と執行の分離を進めるべく「監査等委員会設置会社」へ移行することといたしました。

2. 定款変更の理由および要旨

- 監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行の決定の委任に係る所要変更ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。
- 資本政策および配当政策の実施を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の変更を行うものです。
- 上記に伴う条数の変更等を行うものです。

3. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

4. 今後の日程

- 定款変更のための株主総会 2025年6月18日(予定)
- 定款変更の効力発生日 2025年6月18日(予定)

以上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議<u>または取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>によって定める。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>10名以内とする。</u></p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>

<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の<u>在任</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>増員または任期の満了前に退任した取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>5. <u>会社法 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>6. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p>
---	--

<p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第22条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第26条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(取締役会規程および監査等委員会規程)</p> <p>第27条 取締役会および監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程および監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
---	--

<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	(削除)
<p><u>(員数)</u> 第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	(削除)
<p><u>(選任方法)</u> 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>(任期)</u> 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> 第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)

<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、3百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第5章 計算</p>
<p>第37条 (条文省略)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第32条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p>
<p>第38条 (条文省略)</p>	<p>第33条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> <u>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(中間配当)</u> <u>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>	
<p>第40条 (条文省略)</p>	<p>第34条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附 則</p>
	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第1条 当社は、第37回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議に</u></p>

	<p><u>よって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 第37回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。</u></p>
--	--